

## 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を 日本政府に求める意見書

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用について触れるなどの威嚇を行い、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされている。

こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から3年が経過し、署名は94か国・地域、批准は73か国・地域に達した。(2024年9月末時点)

日本はこの条約に署名をしていないが、非締約国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年6月に開かれた核兵器禁止条約発効後、初めての締約国会議には、NATO加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年11月に開かれた第2回締約国会議には35か国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりをみせている。

核保有国と非保有国との橋渡し役は唯一の戦争被爆国である日本の役目である。その役割を果たすため、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバーとして参加することで非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝えなければならない。

また、締約国の中には、カザフスタンのように過去に核実験を実施した国もあり、こうした国の被爆者に医療支援など、日本の様々な知見や経験を提供する必要がある。

さらに、2024年のノーベル平和賞は核兵器のない世界を実現するため被害者の立場から核兵器廃絶を訴え、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきた日本原水爆被害者団体協議会の受賞が決定したことは、世界への強いメッセージとなっている。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器をめぐる情勢が混迷の様相を呈する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている第3回締約国会議にオブザーバー参加されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣